

## 平成27年度放課後学習活動支援事業（学び道場）について

### 1 事業の目的

市町村が実施する、子どもの学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図る放課後等の学習活動を支援し、学力の向上に資する。

### 2 事業内容

#### 「学び道場」の実施

(1) 対象 : 12市町村

(2) 事業費 : 国、県、市町村がそれぞれ3分の1ずつ負担  
(国補助金(学校を核とした地域力強化プラン「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(放課後子供教室))を活用)

#### (3) 活動の内容

○事業を実施する市町村に「学習支援リーダー」を置き、放課後等に学習活動の場となる「学び道場」を開設する。

- ・ 対象：小学生及び中学生
- ・ 形態：放課後（1時間、週2回程度）、長期休業中（年4～5回程度）
- ・ 会場：学校、公民館等の地域の施設

○「学び道場」では、教科の補充学習や各種検定への挑戦等を年間を通して行う。

○「学習支援リーダー」は、次のような職務を担う。

- ・ 「学び道場」における活動の年間計画の企画立案・運営
- ・ 学校や学校関係者、子どもの活動を支援する地域の関係機関、団体、NPO等との連絡調整
- ・ 子どもの活動を支援する地域住民の確保・派遣
- ・ 参加する子どもの募集・集約

○子どもに対する指導・支援は、地域住民等が行う。特に学習指導は、退職教員や大学生等の協力を得る。

○放課後児童クラブ（いわゆる学童保育）の児童も参加可能とする。

#### (4) 実施上の留意点

##### ① 運営委員会の設置

ア 市町村において、「学び道場」を円滑に運営するために、運営委員会を設置する。ただし、地域の実情に応じ、運営委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる。

イ 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業の検証・評価等を行う。

ウ 運営委員の選定に当たっては、地域全体で子供たちの教育支援を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

② 「学び道場」の設置・回数等

実施形態等は、2（3）を原則とするが、所管の教育事務所と相談の上、実施市町村の実態に応じた対応を行うことができる。

3 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- ア 運営委員会の設置経費
- イ 学習支援リーダーの配置経費
- ウ 学び道場の実施・運営経費

